

現 行	改 正 案
<p>2 業 務 (略)</p> <p>2 - 2 広告及び勧誘</p> <p>2 - 2 - 1 広告に表示すべき事項</p> <p>投資顧問業者が広告を行う場合には、法 13 条の趣旨等に鑑み、次の事項が表示されているかどうかを確認する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 顧客を相手方として又は当該顧客のために証券取引行為を行わない旨</p> <p>ただし、当該投資顧問業者が証券業(証券取引法第 2 条第 8 項に規定する証券業をいう。以下同じ。)を営む場合又は当該投資顧問業者が法第 24 条第 1 項の認可を受けた投資顧問業者(以下「認可投資顧問業者」という。)である場合は、当該表示は不要であることに留意する。</p>	<p>2 業 務 (略)</p> <p>2 - 2 広告及び勧誘</p> <p>2 - 2 - 1 広告に表示すべき事項</p> <p>投資顧問業者が広告を行う場合には、法 13 条の趣旨等に鑑み、次の事項が表示されているかどうかを確認する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 顧客を相手方として又は当該顧客のために証券取引行為を行わない旨</p> <p>ただし、当該投資顧問業者が証券業(証券取引法第 2 条第 8 項に規定する証券業をいう。以下同じ。)を営む場合(当該投資顧問業者が<u>証券仲介業者(証券取引法第 2 条第 12 項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。)</u>及び許可外国証券業者(外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号の 2 に規定する許可外国証券業者をいう。以下同じ。)<u>である場合を除く</u>)若しくは信託業務(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の認可を受けた金融機関が営む同項に規定する信託業務をいう。以下同じ。)を営む場合又は当該投資顧問業者が法第 24 条第 1 項の認可を受けた投資顧問業者(以下「認可投資顧問業者」という。)である場合は、当該表示は不要であることに留意する。</p>

現 行	改 正 案
<p>(3) いかなる名目によるかを問わず顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け又は当該投資顧問業者と密接な関係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させない旨(商号、名称又は氏名、住所及び電話番号のみを広告する場合を除く。)</p> <p>ただし、当該投資顧問業者が証券業を営む場合又は認可投資顧問業者である場合は、当該表示は不要であることに留意する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 - 2 - 2 (略)</p> <p>2 - 2 - 3 (略)</p>	<p>(3) いかなる名目によるかを問わず顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け又は当該投資顧問業者と密接な関係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させない旨(商号、名称又は氏名、住所及び電話番号のみを広告する場合を除く。)</p> <p>ただし、当該投資顧問業者が証券業を営む場合(当該投資顧問業者が証券仲介業者及び許可外国証券業者である場合を除く。)若しくは信託業務を営む場合又は認可投資顧問業者である場合は、当該表示は不要であることに留意する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 - 2 - 2 (略)</p> <p>2 - 2 - 3 (略)</p>
<p>2 - 3 投資顧問契約締結前、締結時及び締結後の書面の交付</p>	<p>2 - 3 投資顧問契約締結前、締結時及び締結後の書面の交付</p>
<p>2 - 3 - 1 投資顧問契約締結前の書面の交付</p> <p>(1) 法第 14 条第 1 項の投資顧問契約締結前の書面について、当該投資顧問業者が証券業を営む場合又は当該投資顧問業者が認可投資顧問業者である場合は、同項第 3 号に掲げる事項は、適用しないことに留意する。</p> <p>(2) 投資顧問業者又は認可投資顧問業者が投資信託委託業等(投資信</p>	<p>2 - 3 - 1 投資顧問契約締結前の書面の交付</p> <p>(1) 法第 14 条第 1 項の投資顧問契約締結前の書面について、当該投資顧問業者が証券業を営む場合(当該投資顧問業者が証券仲介業者及び許可外国証券業者である場合を除く。)若しくは信託業務を営む場合又は当該投資顧問業者が認可投資顧問業者である場合は、同項第 3 号に掲げる事項は、適用しないことに留意する。</p> <p>(2) 投資顧問業者又は認可投資顧問業者が投資信託委託業等(投資信</p>

現 行	改 正 案
<p>託委託業（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第2条第16項に規定する投資信託委託業をいう。以下同じ。）及び投資法人資産運用業（投信法第2条第17項に規定する投資法人資産運用業をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は証券業（以下「兼業に係る業務」という。）を営む場合は、法第14条第1項第2号の「報酬に関する事項」には、投資顧問業又は投資一任契約に係る業務に対する報酬の額と兼業に係る業務に対する手数料等の額との区分を明確にする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>託委託業（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）第2条第16項に規定する投資信託委託業をいう。以下同じ。）及び投資法人資産運用業（投信法第2条第17項に規定する投資法人資産運用業をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）<u>証券業又は信託業務（以下「兼業に係る業務」という。）を営む場合で、投資顧問業又は投資一任契約に係る報酬と兼業に係る手数料等を同一契約において一体として徴収する場合は、</u>法第14条第1項第2号の「報酬に関する事項」には、投資顧問業又は投資一任契約に係る業務に対する報酬の額と兼業に係る業務に対する手数料等の額との区分を明確にする。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>
<p>2 - 3 - 2 投資顧問契約締結時の書面の交付</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>規則第18条第2項第2号</u>の「投資一任契約に係る顧客の資産の内容及び金額」について、合同運用する場合は、合同運用開始時の合同運用する資産の総額及び合同運用する資産に係る当該顧客の資産の割合を含む。</p> <p>(3) <u>規則第18条第2項第4号</u>の「投資の方法及び取引の種類」には、具体的運用の方法の種類（個別運用、同一運用、合同運用、その他具体的運用方法の種類）を含み、また、同一運用又は合同運用する場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を含む。</p> <p>～ (略)</p>	<p>2 - 3 - 2 投資顧問契約締結時の書面の交付</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>規則第18条第3項第2号</u>の「投資一任契約に係る顧客の資産の内容及び金額」について、合同運用する場合は、合同運用開始時の合同運用する資産の総額及び合同運用する資産に係る当該顧客の資産の割合を含む。</p> <p>(3) <u>規則第18条第3項第4号</u>の「投資の方法及び取引の種類」には、具体的運用の方法の種類（個別運用、同一運用、合同運用、その他具体的運用方法の種類）を含み、また、同一運用又は合同運用する場合には、次に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事項を含む。</p> <p>～ (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(4) 規則第18条第2項第4号の「投資の方法及び取引の種類」には、再委任先の「投資の方法及び取引の種類」を含む。</p>	<p>(4) 規則第18条第3項第4号の「投資の方法及び取引の種類」には、再委任先の「投資の方法及び取引の種類」を含む。</p>
<p>2 - 3 3 (略)</p>	<p>2 - 3 3 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 - 5 法第23条第1項の規定に基づく投資顧問業者の兼業の届出等</p>	<p>2 - 5 法第23条の規定に基づく投資顧問業者の兼業の届出等</p>
<p>2 - 5 - 1 (略)</p>	<p>2 - 5 - 1 (略)</p>
<p>2 - 5 - 2 証券業を兼業する場合の手続き</p>	<p>2 - 5 - 2 証券業を兼業する場合の手続き</p>
<p>(1) 投資顧問業者が証券業を営もうとする場合、予め証券取引法に基づく登録又は認可を申請しなければならない。 証券取引法に基づく登録又は認可後、当該業務を営む前に、これらを証する書面の写しと併せて、投資顧問業法に基づく兼業の届出書を提出しなければならない。 なお、証券取引法に基づく兼業の届出は別途必要であることに留意する。</p>	<p>(1) 投資顧問業者が証券業を営もうとする場合、予め証券取引法等(証券取引法及び外国証券業者に関する法律をいう。以下同じ。)に基づく登録、認可又は許可を申請しなければならない。 証券取引法等に基づく登録、認可又は許可後、当該業務を営む前に、これらを証する書面の写しと併せて、投資顧問業法に基づく兼業の届出書を提出しなければならない。 なお、証券取引法等に基づく兼業の届出は別途必要であることに留意する。</p>
<p>(2) 証券業を営む者が投資顧問業を営もうとする場合、予め法第4条に基づく登録の申請をしなければならない。 法第4条に基づく登録後、当該業務を営む前に、証券取引法に基づく登録又は認可を証する書面の写しと併せて、投資顧問業法に基づく兼業の届出書を提出しなければならない。</p>	<p>(2) 証券業を営む者が投資顧問業を営もうとする場合、予め法第4条に基づく登録の申請をしなければならない。 法第4条に基づく登録後、当該業務を営む前に、証券取引法等に基づく登録、認可又は許可を証する書面の写しと併せて、投資顧問業法に基づく兼業の届出書を提出しなければならない。</p>

現 行	改 正 案
(7) 利害関係人である法人に関する事項 (8) (略)	(7) 利害関係人に関する事項 (8) (略)
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">3 - 2 法第 26 条の規定に基づく認可申請</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">3 - 2 法第 26 条の規定に基づく認可申請</div>
<p>3 - 2 - 1 財務局長等は、認可申請書等の審査に当たっては、以下の点に留意する。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 規則第 27 条第 3 項第 8 号の「役員の兼職及び兼業状況」に、役員のうち兼職又は兼業している者が記載されていること。</p> <p>(6) 規則第 27 条第 3 項第 9 号の「報酬額の定め」に、兼業に係る業務を営む場合は、投資顧問業又は投資一任契約に係る業務に対する報酬の額と兼業に係る業務に対する手数料等の額との区分が明確に規定されていること。</p> <p>(7) 規則第 27 条第 3 項第 12 号の「投資一任契約に係る業務に関する管理体制の整備状況」には、内部管理体制の整備状況、顧客別勘定の整備状況、顧客からの契約資産運用状況の照会等に対する回答体制及びその際のコンピューター等の活用状況等について記載されていること。</p> <p>なお、投資信託委託業者が認可申請を行う場合は、投資信託委託業者として運用の指図を行う特定の投資信託財産に係る受益者又は投資法人資産運用業に係る特定の投資法人の利益を図るため、投資顧問契約又は投資一任契約に係る顧客を害することとなる行為などの投資信</p>	<p>3 - 2 - 1 財務局長等は、認可申請書等の審査に当たっては、以下の点に留意する。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 規則第 27 条第 3 項第 10 号の「役員の兼職及び兼業状況」に、役員のうち兼職又は兼業している者が記載されていること。</p> <p>(6) 規則第 27 条第 3 項第 11 号の「報酬額の定め」に、兼業に係る業務を営む場合は、投資顧問業又は投資一任契約に係る業務に対する報酬の額と兼業に係る業務に対する手数料等の額との区分が明確に規定されていること。</p> <p>(7) 規則第 27 条第 3 項第 14 号の「投資一任契約に係る業務に関する管理体制の整備状況」には、内部管理体制の整備状況、顧客別勘定の整備状況、顧客からの契約資産運用状況の照会等に対する回答体制及びその際のコンピューター等の活用状況等について記載されていること。</p> <p>なお、投資信託委託業者が認可申請を行う場合は、投資信託委託業者として運用の指図を行う特定の投資信託財産に係る受益者又は投資法人資産運用業に係る特定の投資法人の利益を図るため、投資顧問契約又は投資一任契約に係る顧客を害することとなる行為など</p>

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン -
(第3部 証券投資顧問業者の監督関係)

現 行	改 正 案
<p>託委託業者として運用の指図を行う特定の投資信託財産に係る受益者又は投資法人資産運用業に係る特定の投資法人と投資顧問契約又は投資一任契約に係る顧客との利益相反行為を未然に防ぐ社内管理体制の整備状況が明確に記載されていること。</p> <p>3 - 2 - 2 財務局長等は、外資系現地法人及び外国会社の本邦支店により提出された認可申請書等の審査に当たっては、以下の点に留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外資系現地法人による認可申請の場合の留意事項</p> <p style="padding-left: 2em;">規則第 27 条第 3 項第 6 号の「会社の概要及び沿革」に申請者に係る書類のほか、海外親会社に係る書類及び海外親会社とその関係会社の関係を示す系統図が添付されていること。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、海外親会社に係る書類及び海外親会社とその関係会社の関係を示す系統図の主要な部分について日本語訳が注記されていること。</p> <p>(注) 海外親会社に該当する外国会社がない場合には、<u>発行済株式総数の 20% 以上を所有する外国会社に係る書類、資料</u>が添付されていること。</p> <p>(3) 外国会社の本邦支店による認可申請の場合の留意事項</p> <p style="padding-left: 2em;">~ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">規則第 27 条第 3 項第 6 号の「会社の概要及び沿革」として、申請者に係る書類のほか、申請者とその関係会社の関係を示す系統図が添付されていること。</p>	<p>の投資信託委託業者として運用の指図を行う特定の投資信託財産に係る受益者又は投資法人資産運用業に係る特定の投資法人と投資顧問契約又は投資一任契約に係る顧客との利益相反行為を未然に防ぐ社内管理体制の整備状況が明確に記載されていること。</p> <p>3 - 2 - 2 財務局長等は、外資系現地法人及び外国会社の本邦支店により提出された認可申請書等の審査に当たっては、以下の点に留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 外資系現地法人による認可申請の場合の留意事項</p> <p style="padding-left: 2em;">規則第 27 条第 3 項第 8 号の「会社の概要及び沿革」に申請者に係る書類のほか、海外親会社に係る書類及び海外親会社とその関係会社の関係を示す系統図が添付されていること。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、海外親会社に係る書類及び海外親会社とその関係会社の関係を示す系統図の主要な部分について日本語訳が注記されていること。</p> <p>(注) 海外親会社に該当する外国会社がない場合には、<u>総株主又は総出資者の議決権の 20% 以上を所有する外国会社に係る書類、資料</u>が添付されていること。</p> <p>(3) 外国会社の本邦支店による認可申請の場合の留意事項</p> <p style="padding-left: 2em;">~ (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">規則第 27 条第 3 項第 8 号の「会社の概要及び沿革」として、申請者に係る書類のほか、申請者とその関係会社の関係を示す系統図が添付されていること。</p>

現 行	改 正 案
<p>なお、申請者に係る書類及び申請者とその関係会社の関係を示す系統図の主要な部分について日本語訳が注記されていること。</p> <p>規則第27条第3項第9項から第14項は、いずれも申請者の本邦支店に関する記載であること。</p> <p>3 - 2 - 3 (略)</p>	<p>なお、申請者に係る書類及び申請者とその関係会社の関係を示す系統図の主要な部分について日本語訳が注記されていること。</p> <p>規則第27条第3項第11号から第16号は、いずれも申請者の本邦支店に関する記載であること。</p> <p>3 - 2 - 3 (略)</p>
<p>3 - 3 投資一任契約に係る業務の認可の審査基準等</p> <p>(略)</p> <p>3 - 3 - 1 ~ 3 - 3 - 4 (略)</p> <p>3 - 3 - 5 証券業を兼業する場合</p> <p>(略)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) 規則第27条の3第2項第1号の審査に当たっては、法第23条の3第1号の「有価証券の発行者又は証券業に係る顧客に関する非公開情報」について、<u>証券業を行う部門と投資顧問業を行う部門とが明確に分かれていることにより、当該非公開情報が遮断される社内体制となっているかどうか等を審査する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>3 - 3 投資一任契約に係る業務の認可の審査基準等</p> <p>(略)</p> <p>3 - 3 - 1 ~ 3 - 3 - 4 (略)</p> <p>3 - 3 - 5 証券業を兼業する場合</p> <p>(略)</p> <p>(1) ~ (2)</p> <p>(3) 規則第27条の4第2項第1号の審査に当たっては、法第23条の5第1号の「有価証券の発行者又は証券業に係る顧客に関する非公開情報」について、<u>管理責任者の選任及び管理規則の制定等による情報管理措置等が整備されているとともに、当該情報の利用状況の適正な把握・検証及びその情報管理方法の見直しが行われる等、情報管理の実効性が確保される社内体制となっているかどうか等を審査する。</u></p> <p>(4) 規則第27条の4第2項第2号の審査に当たっては、以下の点等を審査する。</p> <p>____顧客の属性等を踏まえた契約内容の説明及びその適正な履行を</p>

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン -
 (第3部 証券投資顧問業者の監督関係)

現 行	改 正 案
(新設)	<p><u>確保するための措置に関する社内規則が整備されていること。</u></p> <p><u>役職員に対する研修その他の措置により上記社内規則の実効性が確保される社内体制となっていること。</u></p> <p><u>運用部門の担当者の運用状況について、適正に把握・検証できる社内体制となっていること。</u></p> <p><u>運用部門の担当者が証券業に従事する場合には、運用部門の担当者について、投資一任契約の内容を適正に履行できる知識・経験等の選定基準が定められており、それに合致した者が配置されていること。</u></p> <p>(5) <u>規則第 27 条の 4 第 2 項第 3 号の審査に当たっては、以下の点等を審査する。</u></p> <p><u>法的判断等に関して管理部門が営業を行う部門の判断に対して必ず優先する等の的確な牽制権限を有していること。</u></p> <p><u>指揮命令系統に拘わらず、営業を行う部門に対して法令等違反の認定及び当該法令等違反行為への改善措置に当たっては管理部門は独立の権限を有していること。</u></p> <p><u>管理部門は営業を行う部門(経営責任者を除く。)から指揮命令を受けないこと</u></p>
(新設)	<p>3 - 3 - 6 信託業務を兼業する場合</p> <p><u>信託業務を営む投資顧問業者(認可投資顧問業者を除く。)が投資一任契約に係る業務を営もうとする場合、以下の点に留意する。</u></p> <p>(1) <u>法第 4 条の規定に基づく投資顧問業者の登録を受けていること。</u></p>

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン -
 (第3部 証券投資顧問業者の監督関係)

現 行	改 正 案
	<p>(2) <u>財務局長等は、法第31条第2項に基づく兼業の認可申請書が併せて提出されているか確認する。</u></p> <p>(3) <u>規則第27条の5第2項第1号の審査に当たっては、法第23条の6第2号の「有価証券の発行者又は証券業務に係る顧客に関する非公開情報」について、管理責任者の選任及び管理規則の整備等による情報管理措置等が整備されているとともに、当該情報の利用状況の適正な把握・検証及びその情報管理方法の見直しが行われる等、情報管理の実効性が確保される社内体制になっているかどうか等を審査する。</u></p> <p>(4) <u>規則第27条の5第2項第2号の審査に当たっては、以下の点等を審査する。</u> <u>顧客の属性等を踏まえた契約内容の説明及びその適正な履行を確保するための措置に関する社内規則が整備されていること。</u> <u>役職員に対する研修その他の措置により上記社内規則の実効性が確保される社内体制となっていること。</u> <u>運用部門の担当者の運用状況について、適正に把握・検証できる社内体制が整備されていること。</u></p> <p>(5) <u>規則第27条の5第2項第3号の審査に当たっては、以下の点等を審査する。</u> <u>法的判断等に関して管理部門が営業を行う部門の判断に対して必ず優先する等の的確な牽制権限を有していること。</u> <u>指揮命令系統に拘わらず、営業を行う部門に対して法令等違反の認定及び当該法令等違反行為への改善措置に当たっては管理部門は独立の権限を有していること。</u> <u>管理部門は営業を行う部門(経営責任者を除く。)から指揮命令</u></p>

現 行	改 正 案
<p data-bbox="190 347 1075 387">3 - 4 法第 28 条の規定に基づく業務の内容及び方法の変更の認可</p> <p data-bbox="190 448 1099 528">3 - 4 - 1 財務局長等は、認可に当たり、法第 27 条及び規則第 27 条の 4 等により審査するものであること。</p> <p data-bbox="190 592 611 624">3 - 4 - 2 金融庁長官への報告</p> <p data-bbox="212 687 1099 815">財務局長等は、業務方法書の変更の認可を行った場合は、別紙様式 18 による変更の認可申請に係る報告書を毎月とりまとめ、金融庁長官に対して報告する。</p> <p data-bbox="190 879 835 911">3 - 4 - 3 認可申請を要しない業務方法書の変更</p> <p data-bbox="212 975 1099 1054">業務方法書の変更のうち、利害関係人である法人の記載事項を変更する場合は、変更の認可申請を要しない。</p> <p data-bbox="212 1070 1099 1150">ただし、変更予定日の 1 週間前までに変更後の業務方法書の案文(該当条項の新旧対照表)の提出を受けるものとする。</p> <p data-bbox="190 1214 1093 1302">3 - 5 法第 29 条の規定等に基づく投資一任契約に係る業務の廃止等の届出</p> <p data-bbox="190 1366 320 1398">(1) (略)</p>	<p data-bbox="1200 248 1406 280"><u>を受けないこと</u></p> <p data-bbox="1126 347 2011 387">3 - 4 法第 28 条の規定に基づく業務の内容及び方法の変更の認可</p> <p data-bbox="1126 448 2045 528">3 - 4 - 1 財務局長等は、認可に当たり、法第 27 条及び規則第 27 条の 8 等により審査するものであること。</p> <p data-bbox="1126 592 1547 624">3 - 4 - 2 金融庁長官への報告</p> <p data-bbox="1149 687 2045 815">財務局長等は、業務方法書の変更の認可を行った場合は、別紙様式 19 による変更の認可申請に係る報告書を毎月とりまとめ、金融庁長官に対して報告する。</p> <p data-bbox="1126 879 1771 911">3 - 4 - 3 認可申請を要しない業務方法書の変更</p> <p data-bbox="1149 975 2045 1054">業務方法書の変更のうち、利害関係人の記載事項を変更する場合は、変更の認可申請を要しない。</p> <p data-bbox="1149 1070 2045 1150">ただし、変更日から 2 週間以内に変更後の業務方法書(該当条項の新旧対照表)の提出を受けるものとする。</p> <p data-bbox="1126 1214 2033 1302">3 - 5 法第 29 条の規定等に基づく投資一任契約に係る業務の廃止等の届出</p> <p data-bbox="1126 1366 1256 1398">(1) (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>(2) 財務局長等は、法第 29 条及び令第 28 条に基づく廃止等の届出書等の提出を受けた場合は、<u>別紙様式 19</u>による投資一任契約に係る業務の廃止等に係る報告書を毎月とりまとめ、金融庁長官に対して報告する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(2) 財務局長等は、法第 29 条及び令第 28 条に基づく廃止等の届出書等の提出を受けた場合は、<u>別紙様式 20</u>による投資一任契約に係る業務の廃止等に係る報告書を毎月とりまとめ、金融庁長官に対して報告する。</p> <p>3 - 6 法第 29 条の 2 の規定に基づく対象議決権保有の届出等</p> <p>(1) <u>財務局長等は、法第 29 条の 2 の規定に基づく主要株主（法第 27 条第 3 項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）となったときの対象議決権保有届出書を受理した場合には、別紙様式 21 により主要株主報告書を毎月分とりまとめ、金融庁長官に対して報告する。</u></p> <p>(2) <u>財務局長等は、法第 29 条の 4 の規定に基づき、主要株主でなくなった旨の届出書を受理した場合には、別紙様式 22 により主要株主報告書を毎月分とりまとめ、金融庁長官に対して報告する。</u></p> <p>(3) <u>財務局長等は、他の財務局長等が管轄する認可投資顧問業者の主要株主から、(1)及び(2)の届出書を受理した場合は、届出書の本紙を速やかに、当該他の財務局長等に送付する。</u></p> <p>(4) <u>財務局長等は、管轄する認可投資顧問業者の主要株主に対して、法第 29 条の 3 の規定に基づく命令を行った場合は、当該主要株主の本店又は主たる事務所（当該主要株主が個人の場合にあっては、その住所又は居所）を管轄する財務局長等（当該主要株主が非居住者である場合は関東財務局長）にその命令内容を連絡するものとする。</u></p> <p>(5) <u>法第 29 条の 5 の規定に基づく認可投資顧問業者を子会社とする持</u></p>

現 行	改 正 案
<p data-bbox="1193 253 2040 336"><u>株会社の主要株主の届出書に係る手続きは、上記(1)から(4)に準じて取り扱う。</u></p> <p data-bbox="192 400 931 432">3 - 6 法第 30 条の規定に基づく取締役の兼職の承認</p> <p data-bbox="192 496 432 528">3 - 6 - 1 (略)</p> <p data-bbox="192 592 432 624">3 - 6 - 2 (略)</p> <p data-bbox="192 687 611 719">3 - 6 - 3 金融庁長官への報告</p> <p data-bbox="215 783 1099 911">財務局長等は、取締役の兼職の承認を行った場合は、<u>別紙様式 20</u>による取締役の兼職の承認に係る報告書を毎月とりまとめ、金融庁長官に対して報告する。</p> <p data-bbox="192 975 904 1007">3 - 7 法第 31 条第 1 項の規定に基づく兼業の承認</p> <p data-bbox="192 1070 432 1102">3 - 7 - 1 (略)</p> <p data-bbox="192 1166 960 1198">3 - 7 - 2 法第 31 条第 1 項の規定に基づく兼業の承認範囲</p> <p data-bbox="215 1262 1099 1390">法第 31 条第 1 項の規定に基づく兼業の承認の対象となる業務は、次に掲げるもののうち、<u>3 - 7 - 3</u>に規定する「業務の内容及び執行方法」につき、<u>3 - 7 - 4</u>の基準により審査する。</p>	<p data-bbox="1126 400 1865 432">3 - 7 法第 30 条の規定に基づく取締役の兼職の承認</p> <p data-bbox="1126 496 1366 528">3 - 7 - 1 (略)</p> <p data-bbox="1126 592 1366 624">3 - 7 - 2 (略)</p> <p data-bbox="1126 687 1545 719">3 - 7 - 3 金融庁長官への報告</p> <p data-bbox="1149 783 2033 911">財務局長等は、取締役の兼職の承認を行った場合は、<u>別紙様式 23</u>による取締役の兼職の承認に係る報告書を毎月とりまとめ、金融庁長官に対して報告する。</p> <p data-bbox="1126 975 1839 1007">3 - 8 法第 31 条第 1 項の規定に基づく兼業の承認</p> <p data-bbox="1126 1070 1366 1102">3 - 8 - 1 (略)</p> <p data-bbox="1126 1166 1899 1198">3 - 8 - 2 法第 31 条第 1 項の規定に基づく兼業の承認範囲</p> <p data-bbox="1149 1262 2033 1390">法第 31 条第 1 項の規定に基づく兼業の承認の対象となる業務は、次に掲げるもののうち、<u>3 - 8 - 3</u>に規定する「業務の内容及び執行方法」につき、<u>3 - 8 - 4</u>の基準により審査する。</p>

現 行	改 正 案
<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>その他投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関連する業務</u>で、当該認可投資顧問業者が投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるもの。</p> <p>3 - 7 - 3 兼業する業務の内容</p> <p>法第31条第1項の規定により認可投資顧問業者の兼業として承認する業務は、次に定めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>その他投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関連する業務</u>で、当該認可投資顧問業者が投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき投資者保護のため支障を生ずることがないと認められる業務</p> <p>兼業する業務の内容</p> <p>兼業する業務の内容が投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務の適正な運営の確保を妨げるおそれがなく、投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとなっており、「承認を受けようとする業務の内容を記載した書類」において具体的に明示されていること。</p> <p>~ (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>その他の業務</u>で、当該認可投資顧問業者が投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるもの。</p> <p>3 - 8 - 3 兼業する業務の内容</p> <p>法第31条第1項の規定により認可投資顧問業者の兼業として承認する業務は、次に定めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>その他の業務</u>で、当該認可投資顧問業者が投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められる業務</p> <p>兼業する業務の内容</p> <p>兼業する業務の内容が投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を営むにつき、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務の適正な運営の確保を妨げるおそれがなく、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとなっており、「承認を受けようとする業務の内容を記載した書類」において具体的に明示されていること。</p> <p>~ (略)</p>

現 行	改 正 案
<p>3 - 7 - 4 審査基準</p> <p>兼業の承認に当たっては、次に掲げる事項を勘案のうえ、その適否を判断するものとする。</p> <p>投資顧問業及び投資一任契約に係る業務の適正な確保を妨げるおそれがなく、投資者保護上問題がないこと。</p> <p>～ (略)</p> <p>3 - 7 - 3に業務の内容が示されている業務について、当該業務に則した「当該業務の運営に関する準則を記載した書類」となっていること。</p> <p>3 - 7 - 5 金融庁長官への報告</p> <p>財務局長等は、規則第30条第1項に規定する兼業の承認をした場合は、別紙様式21による規則第30条第1項承認報告書を毎月とりまとめ、金融庁長官に報告する。</p>	<p>3 - 8 - 4 審査基準</p> <p>兼業の承認に当たっては、次に掲げる事項を勘案のうえ、その適否を判断するものとする。</p> <p>投資顧問業及び投資一任契約に係る業務の適正な確保を妨げるおそれがなく、<u>公益又は</u>投資者保護上問題がないこと。</p> <p>～ (略)</p> <p>3 - 8 - 3に業務の内容が示されている業務について、当該業務に則した「当該業務の運営に関する準則を記載した書類」となっていること。</p> <p>3 - 8 - 5 金融庁長官への報告</p> <p>財務局長等は、規則第30条第1項に規定する兼業の承認をした場合は、別紙様式24による規則第30条第1項承認報告書を毎月とりまとめ、金融庁長官に報告する。</p>
<p>3 - 8 法第31条第2項の規定に基づく証券業の兼業の認可申請</p>	<p>3 - 9 法第31条第2項の規定に基づく証券業又は信託業務の兼業の認可申請</p>
<p>3 - 8 - 1 認可申請書の添付書類等</p>	<p>3 - 9 - 1 認可申請書の添付書類等</p>

現 行	改 正 案
<p>(1) 「証券業を営もうとする理由を記載した書面」に、兼業の承認を受けようとする業務を営むことが必要かつ適当である理由について記載されていること。</p> <p>(2) 「証券業の運営に関する準則を記載した書類」に、「事業方法書」に記載された業務の執行方法を処理するための当該投資一任会社における組織管理体制及び組織図、社内管理体制、事務処理手続その他の準則が記載されていること。</p> <p>(3) 「証券業の開始後3年間における当該業務の収支の見込みを記載した書面」に、収支見込みとその算出根拠について明確に記載されていること。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>3 - 8 - 2 証券業の兼業の認可に当たっては、以下の点に留意する。</p> <p>規則第30条の2第2項第2号の審査に当たっては、法第23条の3第1号の「有価証券の発行者又は証券業に係る顧客に関する非公開情報」について、証券業を行う部門と投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を行う部門とが明確に分かれていることにより、情報が遮断される社内体制となっているかどうか等を審査する。</p>	<p>(1) 「証券業を営もうとする理由を記載した書面」又は「信託業務を営もうとする理由を記載した書面」に、兼業の認可を受けようとする業務を営むことが必要かつ適当である理由について記載されていること。</p> <p>(2) 「証券業の運営に関する準則を記載した書類」又は「信託業務の運営に関する準則を記載した書類」に、「事業方法書」に記載された業務の執行方法を処理するための当該投資一任会社における組織管理体制及び組織図、社内管理体制、事務処理手続その他の準則が記載されていること。</p> <p>(3) 「証券業の開始後3年間における当該業務の収支の見込みを記載した書面」又は「信託業務の開始後3年間における当該業務の収支の見込みを記載した書面」に、収支見込みとその算出根拠について明確に記載されていること。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>3 - 9 - 2 証券業の兼業の認可に当たっては、以下の点に留意する。</p> <p>(1) 規則第30条の2第2項第2号の審査に当たっては、法第23条の5第1号の「有価証券の発行者又は証券業に係る顧客に関する非公開情報」について、管理責任者の選任及び管理規則の制定等による情報管理措置等が整備されているとともに、当該情報の利用状況の適正な把握・検証及びその情報管理方法の見直しが行われる等、情報管理の実効性が確保される社内体制となっているかどうか等を審査する。</p>

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン -
 (第3部 証券投資顧問業者の監督関係)

現 行	改 正 案
(新設)	<p>(2) <u>規則第30条の2第2項第3号の審査に当たっては、以下の点等を審査する。</u></p> <p><u>顧客の属性等を踏まえた契約内容の説明及びその適正な履行を確保するための措置に関する社内規則が整備されていること。</u></p> <p><u>役職員に対する研修その他の措置により上記社内規則の実効性が確保される社内体制となっていること。</u></p> <p><u>運用部門の担当者の運用状況について、適正に把握・検証できる社内体制となっていること。</u></p> <p><u>運用部門の担当者が証券業に従事する場合には、運用部門の担当者について、投資一任契約の内容を適正に履行できる知識・経験等の選定基準が定められており、それに合致した者が配置されていること。</u></p>
(新設)	<p>(3) <u>規則第30条の2第2項第4号の審査に当たっては、以下の点等を審査する。</u></p> <p><u>法的判断等に関して管理部門が営業を行う部門の判断に対して必ず優先する等の的確な牽制権限を有していること。</u></p> <p><u>指揮命令系統に拘わらず、営業を行う部門に対して法令等違反の認定及び当該法令等違反行為への改善措置に当たっては管理部門は独立の権限を有していること。</u></p> <p><u>管理部門は営業を行う部門(経営責任者を除く。)から指揮命令を受けないこと</u></p>
(新設)	<p>3 - 9 - 3 <u>信託業務の兼業の認可に当たっては、以下の点に留意する。</u></p>

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン -
 (第3部 証券投資顧問業者の監督関係)

現 行	改 正 案
	<p>(1) <u>規則第30条の3第2項第2号の審査に当たっては、法第23条の6第2号の「有価証券の発行者又は証券業務に係る顧客に関する非公開情報」について、管理責任者の選任及び管理規則の制定等による情報管理措置等が整備されているとともに、当該情報の利用状況の適正な把握・検証及びその情報管理方法の見直しが行われる等、情報管理の実効性が確保される社内体制となっているかどうか等を審査する。</u></p> <p>(2) <u>規則第30条の3第2項第3号の審査に当たっては、以下の点等を審査する。</u></p> <p><u>顧客の属性等を踏まえた契約内容の説明及びその適正な履行を確保するための措置に関する社内規則が整備されていること。</u></p> <p><u>役職員に対する研修その他の措置により上記社内規則の実効性が確保される社内体制となっていること。</u></p> <p><u>運用部門の担当者の運用状況について、適正に把握・検証できる社内体制が整備されていること。</u></p> <p>(3) <u>規則第30条の3第2項第4号の審査に当たっては、以下の点等を審査する。</u></p> <p><u>法的判断等に関して管理部門が営業を行う部門の判断に対して必ず優先する等の的確な牽制権限を有していること。</u></p> <p><u>指揮命令系統に拘わらず、営業を行う部門に対して法令等違反の認定及び当該法令等違反行為への改善措置に当たっては管理部門は独立の権限を有していること。</u></p> <p><u>管理部門は営業を行う部門(経営責任者を除く。)から指揮命令を受けないこと</u></p>

現 行	改 正 案
<p>3 - 8 - 3 投資顧問業及び証券業を営む者が投資一任契約に係る業務を営もうとする場合、以下の点に留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 証券取引法に基づく<u>認可又は登録</u>を証する証書の写しが添付されていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 - 8 - 4 認可投資顧問業者が証券業を営もうとする場合、以下の点に留意する。</p> <p>(1) 証券取引法に基づく<u>認可又は登録</u>の申請が併せて行われていること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 証券取引法に基づく<u>認可又は登録</u>を証する証書の写しが遅滞なく添付されること。</p>	<p>3 - 9 - 4 投資顧問業及び証券業を営む者が投資一任契約に係る業務を営もうとする場合、以下の点に留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 証券取引法等に基づく<u>登録、認可又は許可</u>を証する証書の写しが添付されていること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 - 9 - 5 <u>投資顧問業及び信託業務を営む者が投資一任契約に係る業務を営もうとする場合、以下の点に留意する。</u></p> <p>(1) <u>法第26条に基づく認可申請が併せて行われていること。</u></p> <p>(2) <u>金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく認可を証する証書の写しが添付されていること。</u></p> <p>3 - 9 - 6 認可投資顧問業者が証券業を営もうとする場合、以下の点に留意する。</p> <p>(1) 証券取引法等に基づく<u>登録、認可又は許可</u>の申請が併せて行われていること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 証券取引法等に基づく<u>登録、認可又は許可</u>を証する証書の写しが遅滞なく添付されること。</p>

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p> <p>3 - 8 - 5 金融庁長官への報告</p> <p>財務局長等は、証券業の兼業の認可をした場合、別紙様式 22 による証券業兼業の認可報告書を毎月とりまとめ、金融庁長官に報告する。</p>	<p>3 - 9 - 7 認可投資顧問業者が信託業務を営もうとする場合、以下の点に留意する。</p> <p>(1) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく認可申請が併せて行われていること。</p> <p>(2) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づく認可を証する証書の写しが遅滞なく添付されること。</p> <p>3 - 9 - 8 金融庁長官への報告</p> <p>財務局長等は、証券業又は信託業務の兼業の認可をした場合、別紙様式 25 による証券業又は信託業務兼業の認可報告書を毎月とりまとめ、金融庁長官に報告する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>3 - 10 法第 31 条第 3 項の規定に基づく証券業又は信託業務を営む場合における兼業の届出等</p> <p>3 - 10 - 1 兼業の届出書</p> <p>(1) 「定款」として、兼業の届出書を提出する日現在のものを添付することとし、兼業しようとする業務がその事業目的に記載されていない場合は、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録の写しを併せて添付すること。</p> <p>(2) 当該兼業に係る業務を営むこととなった日から 2 週間以内に、法第 8 条第 1 項の「第 5 条第 1 項各号に掲げる事項」に変更があった旨の</p>

現 行	改 正 案
	<p><u>届出書及び投資顧問業者登録簿を変更するための登録申請書の変更部分の写しを併せて提出する必要があることに留意する。</u></p> <p>3 - 10 - 2 金融庁長官への報告</p> <p><u>財務局長等は、法第 31 条第 3 項の規定に基づく証券業又は信託業務を営む場合における兼業届出書を受理した場合には別紙様式 26 による兼業報告書を毎月とりまとめ、金融庁長官に対して報告する。</u></p> <p>3 - 10 - 3 投資顧問業者登録簿への記載</p> <p><u>財務局長等は、兼業の届出書を受理した場合は、投資顧問業者登録簿に登録する。</u></p> <p>3 - 10 - 4 兼業に係る業務を廃止し、休止し、又は再開する届出書</p> <p><u>(1) 法第 8 条第 1 項の「第 5 条第 1 項各号に掲げる事項」に変更があった旨の届出書及び投資顧問業者登録簿を変更するための登録申請書の変更部分の写しを併せて提出する必要があることに留意する。</u></p> <p><u>(2) 財務局長等は、兼業に係る業務を廃止し、休止し、又は再開した旨の届出書を受理した場合は、別紙様式 27 による兼業業務廃止等報告書を毎月とりまとめ、金融庁長官に対して報告する。</u></p> <p>3 - 10 - 5 投資顧問業者登録簿への登録</p>

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p> <p>3 - 9 法第 32 条第 1 項の規定に基づく報告書の記載内容</p> <p>法第 32 条第 1 項に規定する報告書の記載事項について、規則第 31 条第 2 号に規定する記載事項には、複数の顧客の資産を合同運用する場合は、合同運用している資産の総額並びに当該資産を構成する金銭及び有価証券等の銘柄、数、価格及び当該資産に係る当該顧客の持分並びに持分に相当する金額を含む。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>財務局長等は、兼業に係る業務を廃止し、休止し、又は再開した旨の届出書を受理した場合は、投資顧問業者登録簿に登録する。</p> <p>3 - 11 法第31条の2第1項及び法31条の3第1項の規定に基づく書面不交付に係る承認</p> <p>財務局長等は、認可投資顧問業者の書面不交付に係る承認を行った場合は、別紙様式 28 による承認に係る報告書を毎月とりまとめ、金融庁長官に対して報告する。</p> <p>3 - 12 法第 32 条第 1 項の規定に基づく報告書の記載内容</p> <p>(1) 法第 32 条第 1 項に規定する報告書の記載事項について、規則第 31 条第 2 号に規定する記載事項には、複数の顧客の資産を合同運用する場合は、合同運用している資産の総額並びに当該資産を構成する金銭及び有価証券等の銘柄、数、価格及び当該資産に係る当該顧客の持分並びに持分に相当する金額を含む。</p> <p>(2) 規則第 31 条第 4 号に規定する記載事項には、投資一任契約に係る業務と証券業に係る業務を一体として契約した場合において、投資一任契約に係る報酬とは別に、売買委託手数料や口座管理料等の費用を徴収した場合は、これらの内訳を記載するものであること。</p> <p>(3) 規則第 31 条第 5 号イに規定する事項の記載に当たっては、引受け等を行った銘柄と同一の銘柄について、当該銘柄の募集、私募又は売出しの期間並び当該期間の開始の日前 1 月以内及び当該期間の終了</p>

現 行	改 正 案
<p data-bbox="203 491 1095 587">3 - 10 顧客から一任された投資判断に基づく投資による取引の決済のための口座</p> <p data-bbox="197 644 264 676">(略)</p> <p data-bbox="192 740 349 772">4 監 督</p> <p data-bbox="197 791 264 823">(略)</p> <p data-bbox="192 887 443 919">4 - 3 営業報告書</p> <p data-bbox="197 938 264 970">(略)</p> <p data-bbox="192 1034 495 1066">4 - 3 - 1 ~ 4 - 3 - 2</p> <p data-bbox="192 1129 1099 1305">4 - 3 - 3 営業報告書について、決算月ごとに別紙様式 23 による営業報告集計表を作成するとともに、4月から翌年3月までの総括営業報告集計表を別紙様式 23 に準じて作成し、決算月ごとの営業報告集計表を添付して、速やかに金融庁長官に報告する。</p> <p data-bbox="192 1369 696 1401">4 - 3 - 4 投資顧問業者営業報告書簿</p>	<p data-bbox="1178 256 2040 432"><u>後3月以内の間に投資一任契約を締結している顧客から一任された投資判断に基づく投資を行った場合には、規則第19条第2項第3号に規定する取引の方法として、引受け等を行っている旨を記載するものであること。</u></p> <p data-bbox="1140 491 2031 587">3 - 13 顧客から一任された投資判断に基づく投資による取引の決済のための口座</p> <p data-bbox="1133 644 1200 676">(略)</p> <p data-bbox="1128 740 1285 772">4 監 督</p> <p data-bbox="1133 791 1200 823">(略)</p> <p data-bbox="1128 887 1379 919">4 - 3 営業報告書</p> <p data-bbox="1133 938 1200 970">(略)</p> <p data-bbox="1128 1034 1431 1066">4 - 3 - 1 ~ 4 - 3 - 2</p> <p data-bbox="1128 1129 2040 1305">4 - 3 - 3 営業報告書について、決算月ごとに別紙様式 29 による営業報告集計表を作成するとともに、4月から翌年3月までの総括営業報告集計表を別紙様式 29 に準じて作成し、決算月ごとの営業報告集計表を添付して、速やかに金融庁長官に報告する。</p> <p data-bbox="1128 1369 1632 1401">4 - 3 - 4 投資顧問業者営業報告書簿</p>

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン -
(第3部 証券投資顧問業者の監督関係)

現 行	改 正 案
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資顧問業者営業報告書簿の縦覧は、1 - 3 - 6 の(2)から(3)に準じるとともに、縦覧者に別紙様式 24 による営業報告書簿縦覧表に所定事項を記入させる。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 投資顧問業者営業報告書簿の縦覧は、1 - 3 - 6 の(2)から(3)に準じるとともに、縦覧者に別紙様式 30 による営業報告書簿縦覧表に所定事項を記入させる。</p>